



山形県公報

平成24年3月16日(金)
第2326号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(みどり自然課) ……274
- 山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則……………(工業振興課) ……同
- 山形県森林法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(森 林 課) ……275

### 告 示

- 山形県こども館の開館時間及び休館日……………(子育て支援課) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………( 同 ) ……276
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更……………( 同 ) ……同
- 地方卸売市場の廃止の許可……………(新農業推進課) ……277
- 地方卸売市場における卸売の業務に係る法人の合併の認可……………( 同 ) ……同
- 地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出……………( 同 ) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知……………(森 林 課) ……278
- 県道の供用の開始……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 基本測量の終了の通知……………(用 地 課) ……同
- 公共測量の終了の通知……………( 同 ) ……同
- 山形県土地利用基本計画の変更……………( 同 ) ……279
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 都市公園の区域の変更……………( 同 ) ……280
- 都市計画事業の変更の認可……………(下 水 道 課) ……282

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 山形県道路交通規則の一部を改正する規則……………同
- 山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……………288

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………同

公 告

○一般競争入札の公告……………（警察本部）…289

**規 則**

山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第8号**

**山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則**

山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則（昭和54年8月県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第6条から第13条までを削り、第14条を第6条とする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第9号**

**山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則**

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則（昭和27年11月県規則第69号）の一部を次のように改正する。

|     |         |     |        |   |
|-----|---------|-----|--------|---|
| 別表中 | 細穴放電加工機 | 30分 | 1,300円 | を |
|-----|---------|-----|--------|---|

|              |     |        |    |
|--------------|-----|--------|----|
| 細穴放電加工機      | 30分 | 1,300円 | に、 |
| 環境型微細プレス加工装置 | 30分 | 3,220円 |    |

|            |      |        |   |
|------------|------|--------|---|
| 低温インキュベーター | 24時間 | 1,130円 | を |
|------------|------|--------|---|

|            |      |        |    |
|------------|------|--------|----|
| 低温インキュベーター | 24時間 | 1,130円 | に、 |
| 食品用圧縮試験装置  | 30分  | 530円   |    |

|          |     |      |   |
|----------|-----|------|---|
| 電解放電加工装置 | 1時間 | 290円 | を |
|----------|-----|------|---|

|               |     |        |       |
|---------------|-----|--------|-------|
| 電解放電加工装置      | 1時間 | 290円   | に改める。 |
| 反応性イオンエッチング装置 | 1時間 | 5,810円 |       |

**附 則**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

山形県森林法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第10号

##### 山形県森林法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県森林法の施行に関する規則（昭和50年7月県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げる。

第4条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(知事が行う意見の聴取)」を付し、同条第1項中「意見聴取会」を「法第30条の2第1項（法第33条の3において準用する場合を含む。）の告示に係る意見書に関する意見聴取会（以下この条において「意見聴取会」という。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第5条 法第50条第2項の規定により知事が行う意見の聴取は、知事の指名する職員が議長として主催する同条第1項に規定する使用権の設定に係る認可の申請に関する意見聴取会（以下この条において「意見聴取会」という。）によって行う。

2 議長は、意見聴取会において、出席した当事者又はその代理人に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 前条第2項及び第5項から第10項までの規定は、意見聴取会について準用する。この場合において、同条第2項中「法第32条第1項（法第33条の3において準用する場合を含む。）の規定により意見書を提出した者（以下「意見書提出者」という。）」とあるのは「当事者」と、同条第5項中「意見書提出者」とあるのは「当事者」と、同条第8項中「第4項の規定によりその陳述につき時間を制限された者がその制限された時間を超えて陳述したとき又は第5項若しくは第6項」とあるのは「第5項又は第6項」と、「若しくは」とあるのは「、又は」と、「陳述若しくは発言」とあるのは「発言」と読み替えるものとする。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

#### 山形県告示第232号

山形県こども館条例（平成4年3月県条例第13号）第3条第2項の規定により、山形県こども館の開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成24年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

##### 1 開館時間

午前9時30分から午後5時までとする。ただし、6月1日から8月31日までの日にあつては、午前9時30分から午後5時30分までとする。

##### 2 休館日

(1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

##### 3 適用期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

#### 山形県告示第233号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成24年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地            | サービスの種類 | 廃止年月日       |
|------------------------|------------------------|---------|-------------|
| 有限会社 ケアサービス東北          | ケアサービス東北<br>新庄市松本208-3 | 訪問入浴介護  | 平成24. 3. 31 |
| 有限会社 ケアサービス東北          | おたふくの家<br>新庄市松本208-3   | 通所介護    | 同           |

**山形県告示第234号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成24年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地            | サービスの種類        | 廃止年月日       |
|--------------------------|------------------------|----------------|-------------|
| 有限会社 ケアサービス東北            | ケアサービス東北<br>新庄市松本208-3 | 介護予防訪問入浴<br>介護 | 平成24. 3. 31 |
| 有限会社 ケアサービス東北            | おたふくの家<br>新庄市松本208-3   | 介護予防通所介護       | 同           |

**山形県告示第235号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地          | 障害福祉サービスの<br>種類  | 廃止年月日      |
|----------------------------------|----------------------|------------------|------------|
| 社会福祉法人 恵泉会<br>鶴岡市茅原町28番10号       | まちなか<br>鶴岡市三和町6-11-3 | 共同生活援助<br>共同生活介護 | 平成24. 3. 1 |
| 社会福祉法人 恵泉会<br>鶴岡市茅原町28番10号       | たんぼぼ<br>鶴岡市若葉町23-2   | 共同生活援助<br>共同生活介護 | 同          |
| 社会福祉法人 恵泉会<br>鶴岡市茅原町28番10号       | けやきの杜<br>鶴岡市泉町8-50   | 共同生活援助<br>共同生活介護 | 同          |
| 社会福祉法人 恵泉会<br>鶴岡市茅原町28番10号       | すばる<br>鶴岡市藤沢字西側163   | 共同生活援助<br>共同生活介護 | 同          |

**山形県告示第236号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地          |                               | 障害福祉サービスの種類      | 変更年月日      |
|------------------------------|----------------------|-------------------------------|------------------|------------|
|                              | 変更前                  | 変更後                           |                  |            |
| 社会福祉法人 恵泉会<br>鶴岡市茅原町28番10号   | 楽しい家<br>鶴岡市家中新町2番40号 | 愛光園グループホームセンター<br>鶴岡市藤沢字軽井沢68 | 共同生活援助<br>共同生活介護 | 平成24. 3. 1 |

**山形県告示第237号**

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により、地方卸売市場の廃止を次のとおり許可した。

平成24年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 廃止する者の名称及び代表者氏名        | 廃止する地方卸売市場  |                    | 廃止許可の年月日   |
|------------------------|-------------|--------------------|------------|
|                        | 名 称         | 所 在 地              |            |
| 株式会社山形丸魚<br>代表取締役 矢野秀弥 | 丸魚寒河江地方卸売市場 | 寒河江市大字西根字上川原231番2号 | 平成24. 3. 5 |

**山形県告示第238号**

山形県卸売市場条例（昭和46年12月県条例第50号）第7条第2項の規定により、地方卸売市場における卸売の業務に係る法人の合併を次のとおり認可した。

平成24年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 合併後存続する法人の名称及び所在地
  - (1) 名 称 株式会社山形丸魚
  - (2) 所在地 天童市石鳥居二丁目2番70号
- 2 合併に係る地方卸売市場の名称及び所在地
  - (1) 名 称 山形市公設地方卸売市場
  - (2) 所在地 山形市大字漆山1420番地
- 3 認可年月日
 

平成24年3月5日

**山形県告示第239号**

山形県卸売市場条例（昭和46年12月県条例第50号）第10条の規定により、次のとおり地方卸売市場における卸売業務を廃止する旨の届出があった。

平成24年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 届出をした者の名称及び代表者氏名       | 届出に係る地方卸売市場 |                    | 廃止年月日       |
|------------------------|-------------|--------------------|-------------|
|                        | 名 称         | 所 在 地              |             |
| 株式会社山形丸魚<br>代表取締役 矢野秀弥 | 丸魚寒河江地方卸売市場 | 寒河江市大字西根字上川原231番2号 | 平成24. 3. 31 |

**山形県告示第240号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成24年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除予定保安林の所在場所  
西置賜郡飯豊町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 保安林解除の理由  
林道用地とするため  
〔次の図〕は省略し、その図面を農林水産部森林課及び飯豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第241号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成24年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 湯田川大山線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市矢馳字上矢馳89番1から  
同 字下矢馳44番2まで
- 3 供用開始の期日 平成24年3月16日

**山形県告示第242号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成24年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 余目温海線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市温海字温海568番15から  
同 645番142まで
- 3 供用開始の期日 平成24年3月17日

**山形県告示第243号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成24年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域  
山形市、新庄市
- 2 基本測量を実施した期間  
平成23年7月25日から平成24年2月29日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（基本重力測量）

**山形県告示第244号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成24年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
米沢市相生町から米沢市大字花沢までの地域
- 2 公共測量を実施した日  
平成23年10月19日から同年12月10日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（2級水準測量）

#### 山形県告示第245号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定に基づく山形県土地利用基本計画を次のとおり変更した。

なお、変更後の山形県土地利用基本計画は、県土整備部用地課において縦覧に供する。

平成24年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更内容  
山形県土地利用基本計画図に係る農業地域の拡大及び縮小
- 2 変更に係る市町  
上山市及び西村山郡西川町

#### 山形県告示第246号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき米沢市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 米沢都市計画第一種市街地再開発事業
  - (2) 名称 平和通り一番街地区第一種市街地再開発事業
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

#### 山形県告示第247号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき米沢市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類  
米沢都市計画高度利用地区
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

#### 山形県告示第248号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき米沢市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類  
米沢都市計画防火地域及び準防火地域
- 2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

---

**山形県告示第249号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第2条第2項の規定により、蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの区域を次のように変更し、平成24年4月1日から供用を開始する。

なお、関係図面は、県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課において縦覧に供する。

平成24年3月16日

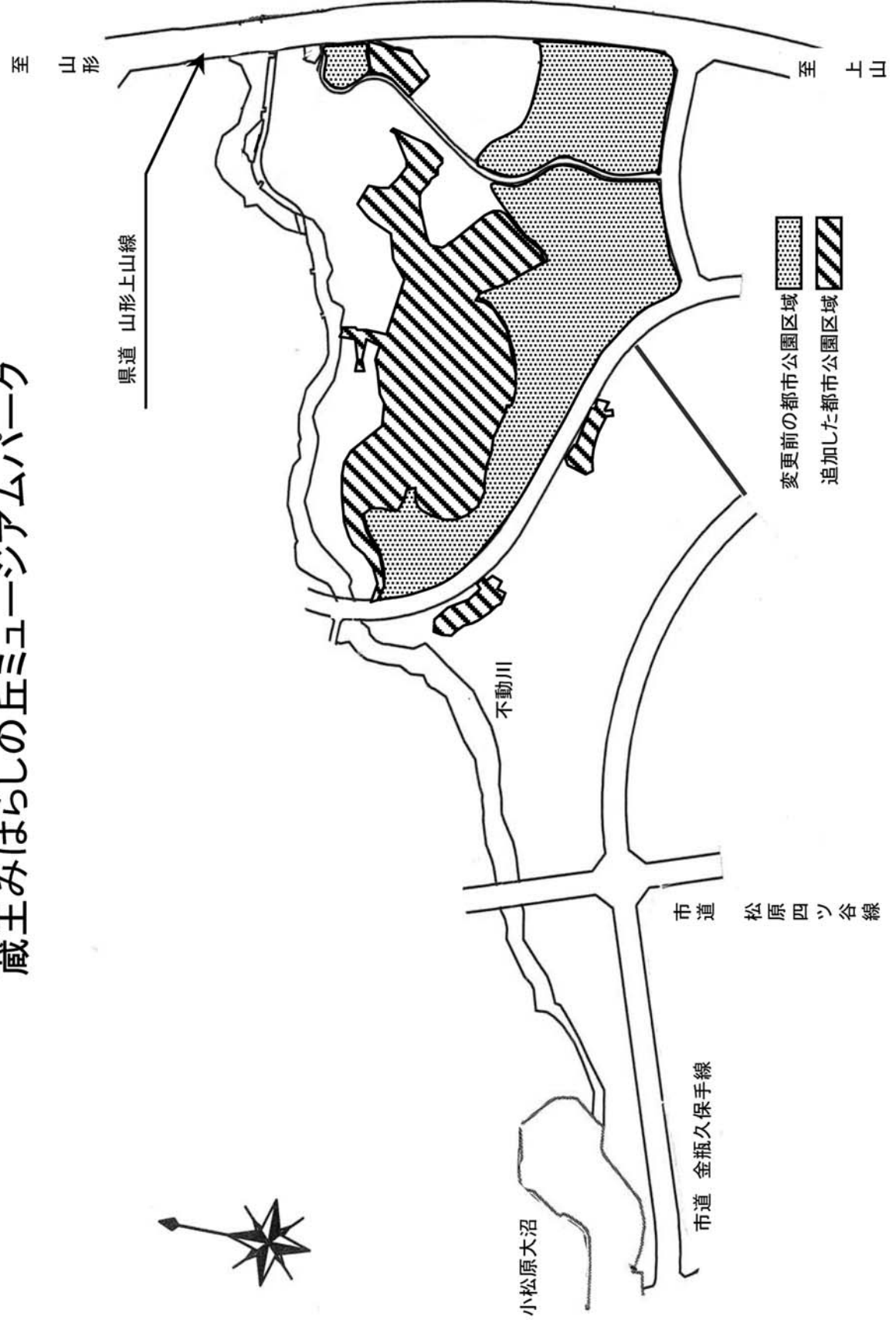
山形県知事 吉 村 美 栄 子

蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの区域

次の図のとおり



# 蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク



**山形県告示第250号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**1 施行者の名称**

鶴岡市

**2 都市計画事業の種類及び名称**

(1) 種 類 鶴岡都市計画下水道事業

(2) 名 称 鶴岡公共下水道

**3 変更の内容****(1) 事業地**

収用の部分

昭和47年11月県告示第1698号、昭和52年4月県告示第616号、昭和57年1月県告示第112号、昭和58年6月県告示第905号、昭和61年7月県告示第936号、昭和62年9月県告示第1285号、昭和63年8月県告示第1113号、平成元年8月県告示第918号、平成2年7月県告示第944号、平成5年10月県告示第1218号、平成8年1月県告示第22号、平成9年4月県告示第483号、平成12年8月県告示第655号、平成16年1月県告示第35号、平成20年2月県告示第173号、平成23年3月県告示第262号の事業地のうち、末広町、大宝寺町、道形町、本町一丁目、三和町、神明町、小真木原町、日和田町、大山三丁目、平成町、美咲町、道形字二ツ屋、道形字継田、大宝寺字日和田、大宝寺字日本国、高田字川沼、日枝字宮ノ下、日枝字和田、日枝字小真木原、日枝字鳥居上、日枝字宮脇、日枝字坂本、大宝寺字余慶、小淀川字谷地田、小淀川字色田、伊勢横内字苗代川原、伊勢横内字畑福、友江字中野、中野京田字老柳、中野京田字荒田、中野京田字上大坪、大山字都沢、大山字関根、大山字近田、大山字砂押、菱津字山栴屋、菱津字坂下、山田字油田、友江字水尻、覚岸寺字水上、北京田字下鳥ノ巣、新形字鳥巣、布目字中通、高坂字三ヶ水口、外内島字石名田、外内島字明神川原、外内島字信州川原、外内島字古川及び八ツ興屋字土谷俣を削り、宝田三丁目及び友江字川向地内において事業地を変更する。

**(2) 設計の概要の変更****4 事業施行期間**

昭和47年11月20日から平成29年3月31日まで

**公安委員会関係****規 則**

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月16日

山 形 県 公 安 委 員 会

委 員 長 小 林 由 紀 子

**山形県公安委員会規則第1号****山形県道路交通規則の一部を改正する規則**

山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第32条の見出し中「免許用写真」を「申請用写真」に改める。

第32条の2を次のように改める。

（運転経歴証明書等）

第32条の2 施行規則第30条の10第1項の運転経歴証明書交付申請書は、別記様式第32号のとおりとする。

2 施行規則第30条の10第2項に規定する都道府県公安委員会規則で定める場合は、警察本部長並びに山形警察署、上山警察署、天童警察署、寒河江警察署及び村山警察署（以下「特定警察署」という。）以外の警察署の警察署長を経由して運転経歴証明書交付申請書を提出する場合とする。

3 施行規則第30条の12第2項の届出書は、別記様式第32号の2のとおりとする。

4 施行規則第30条の13第1項の運転経歴証明書再交付申請書は、別記様式第32号の3のとおりとする。

5 施行規則第30条の14各号のいずれかに該当し、同条の規定により運転経歴証明書を返納しようとする者は、別記様式第32号の4による届出書に運転経歴証明書を添えて公安委員会に提出しなければならない。

別表第1中

|                        |                             |
|------------------------|-----------------------------|
| 運転経歴証明書交付申請書（別記様式第32号） | 警察本部長又は運転免許取消申請書の提出を受けた警察署長 |
|------------------------|-----------------------------|

を

|                              |                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運転経歴証明書交付申請書（別記様式第32号）       | 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める経由先<br>(1) 山形県内に住所を有する者が公安委員会に法第104条の4第2項の規定による運転免許の取消し（以下「申請取消し」という。）をされ、同条第6項の規定による運転経歴証明書の交付（以下「運転経歴証明書の交付」という。）を受けようとする場合 警察本部長又は住所地を管轄する警察署長<br>(2) 山形県内に住所を有する者が公安委員会に申請取消しをされた後、山形県外に住所を変更し、運転経歴証明書の交付を受けようとする場合 警察本部長 |
| 運転経歴証明書記載事項変更届出書（別記様式第32号の2） | 警察本部長又は住所地を管轄する警察署長                                                                                                                                                                                                                                 |
| 運転経歴証明書再交付申請書（別記様式第32号の3）    |                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 運転経歴証明書返納届出書（別記様式第32号の4）     |                                                                                                                                                                                                                                                     |

に改める。

別表第2中

|                    |                         |
|--------------------|-------------------------|
| 高速自動車国道東北横断自動車道酒田線 | 鶴岡市田麦俣字鶴の里から酒田市藤塚字ふけ田まで |
|--------------------|-------------------------|

を

|                    |                                  |
|--------------------|----------------------------------|
| 高速自動車国道東北横断自動車道酒田線 | 鶴岡市田麦俣字鶴の里から酒田市藤塚字ふけ田まで          |
| 高速自動車国道東北横断自動車道酒田線 | 鶴岡市山田字小京田223番2から鶴岡市大山字若柳311番2まで  |
| 高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道 | 鶴岡市大岩川字中川原38番1から鶴岡市山田字小京田223番3まで |

に、

|          |                              |
|----------|------------------------------|
| 一般国道112号 | 山形市下条町二丁目5番3から鶴岡市文下字広野20番1まで |
|----------|------------------------------|

を

|          |                               |
|----------|-------------------------------|
| 一般国道112号 | 山形市下条町二丁目5番3から鶴岡市文下字広野20番1まで  |
| 一般国道112号 | 鶴岡市宝田二丁目3番37から鶴岡市本田字割田118番1まで |

に改める。

別記様式第32号中「1ヶ月以内」を「5年以内」に、

「4 運転経歴証明書の表示内容は、申請取消し時点のものとなります。

運転経歴証明書交付後に住所等に変更を生じた場合でも、記載事項の記載を受けることはできません。 を

- 5 亡失等をした場合でも、再交付を受けることはできません。」
- 「4 運転経歴証明書交付後に住所等に変更が生じた場合は、速やかに届け出て変更事項の記載を受けてください。」
- 5 運転経歴証明書を亡失等したときは、住所地を管轄する公安委員会に再交付の申請をすることができます。」
- 改める。
- 別記様式第32号の2を次のように改める。

様式第32号の2（第32条の2関係）

|                             |                                                                  |                         |     |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------|-------------------------|-----|
| 山形県公安委員会 殿                  |                                                                  | 運転経歴証明書記載事項変更届          |     |
| 現有運転経歴証明書（コピー欄）<br>表        | 届出日                                                              | 平成      年      月      日 |     |
|                             | 届出者氏名                                                            |                         |     |
|                             | フリガナ                                                             |                         |     |
|                             | 氏 名                                                              | 1. 男<br>2. 女            |     |
|                             | 電話番号                                                             | (      )      -         |     |
| 記載事項の変更<br>(変更部分のみ記入して下さい。) |                                                                  |                         |     |
| (新)<br>生年月日                 | 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成<br>年      月      日                       |                         |     |
| (新)<br>フリガナ                 | (姓)                                                              |                         | (氏) |
| (新)<br>氏 名                  |                                                                  |                         |     |
| (新)<br>住 所                  |                                                                  |                         |     |
| 裏                           | 裏面記載がない時は不要 <input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> |                         |     |

|      |     |     |     |      |      |       |
|------|-----|-----|-----|------|------|-------|
| 資料区分 | 住 所 | 氏 名 | 住 氏 | 転入住所 | 転入住氏 | 生年月日等 |
|      |     |     |     |      |      |       |

|          |        |  |
|----------|--------|--|
| 運転免許課処理欄 | 登録年月日  |  |
|          | 登録番号   |  |
|          | 受付署処理欄 |  |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第32号の2の次に次の2様式を加える。

様式第32号の3（第32条の2関係）

|                             |      |       |  |            |                  |                |             |    |  |        |
|-----------------------------|------|-------|--|------------|------------------|----------------|-------------|----|--|--------|
| 運転経歴証明書再交付申請書<br>山形県公安委員会 殿 |      |       |  |            |                  |                |             |    |  |        |
| 申請日                         | フリガナ |       |  |            | 生<br>年<br>月<br>日 | 大正<br>昭和<br>平成 | 年 月 日 生     |    |  | 男<br>女 |
| 平成 年 月 日                    | 氏 名  |       |  |            |                  |                |             |    |  |        |
| 住 所                         |      |       |  |            |                  |                |             | 写真 |  |        |
| 申請取消<br>年 月 日               |      | 年 月 日 |  | 電 話<br>番 号 | ( ) -            |                | 縦3cm×横2.4cm |    |  |        |

運転経歴証明書（亡失・滅失）てん末書 ※いつ、どこで、どのように無くしたかを書いて下さい。

|                                                                                         |                           |                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|-----------------------------|
| 年月日時                                                                                    | 平成 年 月 日 時頃 ~ 平成 年 月 日 時頃 | 場所(区間等)                     |
| 状 況                                                                                     |                           |                             |
| 紛失等届出状況                                                                                 | 有 無                       | 届出日 平成 年 月 日 届出先 警察署・交番・駐在所 |
| なお、私は亡失した運転経歴証明書を発見したときは、速やかに返納しなければならないことを知っておりますので、これに違反しないことを誓います。                   |                           |                             |
| <div style="border: 1px solid black; width: 30%; margin: auto; padding: 5px;">署 名</div> |                           |                             |

|                            |      |  |  |  |                       |                   |       |  |  |                   |
|----------------------------|------|--|--|--|-----------------------|-------------------|-------|--|--|-------------------|
| 記載事項変更届                    | フリガナ |  |  |  | 旧<br>生<br>年<br>月<br>日 | 大 正<br>昭 和<br>平 成 | 年 月 日 |  |  | 聴取者<br>階 級<br>氏 名 |
| ※無くした証明書に変更があった方のみ記載して下さい。 | 旧・氏名 |  |  |  |                       |                   |       |  |  |                   |
|                            | 旧・住所 |  |  |  |                       |                   |       |  |  |                   |

|            |          |          |          |       |                                     |     |    |    |     |     |    |    |    |    |    |    |     |                                             |
|------------|----------|----------|----------|-------|-------------------------------------|-----|----|----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|-----|---------------------------------------------|
| 変 更 区 分    | 住 所      | 氏 名      | 住 氏      | 生 変   | 住 所                                 | 住 氏 |    |    |     |     |    |    |    |    |    |    |     |                                             |
| 登録年月日・番号   | 平成 年 月 日 |          |          | 亡失・滅失 | 汚損・破損                               |     |    |    |     |     |    |    |    |    |    |    |     |                                             |
|            |          |          |          | 1     | 2                                   |     |    |    |     |     |    |    |    |    |    |    |     |                                             |
| 現に受けている証明書 | 番号       |          |          |       | 交付公安委員会<br>山形県 / 転入前<br>( ) 都・道・府・県 |     |    |    |     |     |    |    |    |    |    |    |     |                                             |
|            | 交付年月日・番号 | 平成 年 月 日 |          |       |                                     |     |    |    |     |     |    |    |    |    |    |    |     |                                             |
|            | 第一種免許    | 二小原      | 昭和<br>平成 | 年 月 日 | 大型                                  | 中型  | 普通 | 大特 | 大自一 | 普自一 | 小特 | 原付 | け引 | 大二 | 中二 | 普二 | 大特一 | け引一                                         |
|            |          | その他      | 昭和<br>平成 | 年 月 日 |                                     |     |    |    |     |     |    |    |    |    |    |    |     |                                             |
| 第二種免許      |          | 昭和<br>平成 | 年 月 日    |       |                                     |     |    |    |     |     |    |    |    |    |    |    |     |                                             |
| 県証紙ちよう付欄   |          |          |          |       |                                     |     |    |    |     |     |    |    |    |    |    |    |     | 確認書類<br>取消通知書<br>保険証<br>パスポート<br>通帳等<br>その他 |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第32号の4（第32条の2関係）

|                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |         |               |  |       |  |  |  |  |  |  |
|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|---------|---------|---------------|--|-------|--|--|--|--|--|--|
| 運 転 経 歴 証 明 書 返 納 届 出 書                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |         |               |  |       |  |  |  |  |  |  |
| 年 月 日                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |         |               |  |       |  |  |  |  |  |  |
| 山 形 県 公 安 委 員 会 殿                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |         |               |  |       |  |  |  |  |  |  |
| 住所<br>返納者<br>氏名 <span style="float: right;">印</span> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |         |               |  |       |  |  |  |  |  |  |
| 返<br>納                                               | 番 号 <table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> |             |         |         |               |  |       |  |  |  |  |  |  |
|                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |         |               |  |       |  |  |  |  |  |  |
| 証<br>明<br>書                                          | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">交 付 年 月 日 号</td> <td style="width: 15%;">及 び 番 号</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">年 月 日 —</td> </tr> <tr> <td colspan="2">交 付 公 安 委 員 会</td> <td style="text-align: center;">公安委員会</td> </tr> </table>                                                                                                                                                           | 交 付 年 月 日 号 | 及 び 番 号 | 年 月 日 — | 交 付 公 安 委 員 会 |  | 公安委員会 |  |  |  |  |  |  |
| 交 付 年 月 日 号                                          | 及 び 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 年 月 日 —     |         |         |               |  |       |  |  |  |  |  |  |
| 交 付 公 安 委 員 会                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 公安委員会       |         |         |               |  |       |  |  |  |  |  |  |
| 返<br>納<br>理<br>由                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |         |               |  |       |  |  |  |  |  |  |
| 備<br>考                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |         |               |  |       |  |  |  |  |  |  |

- 備考 1 返納者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

**附 則**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成24年3月24日から施行する。

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月16日

山 形 県 公 安 委 員 会

委 員 長 小 林 由 紀 子

山形県公安委員会規則第2号

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察の組織に関する規則（平成14年3月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第19条中第10号を第12号とし、第7号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 銃砲刀剣類の所持等の許可等及び指導に関すること。

(8) 火薬類の譲渡等の許可等及び指導に関すること。

第22条第1号中「所持等の許可等及び指導並びに」を削り、同条第2号中「譲渡等の許可等及び指導並びに」を削る。

第41条第1項中「交通機動隊及び高速道路交通警察隊」を「機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊」に改める。

|        |           |             |               |   |
|--------|-----------|-------------|---------------|---|
| 別表第2号中 | 「         | 押 切 駐 在 所   | 東田川郡三川町大字押切新田 | を |
|        | 東 郷 駐 在 所 | 東田川郡三川町大字猪子 |               |   |
|        | 横 山 駐 在 所 | 東田川郡三川町大字横山 |               |   |

|   |           |             |       |
|---|-----------|-------------|-------|
| 「 | 三 川 駐 在 所 | 東田川郡三川町大字横山 | に改める。 |
|---|-----------|-------------|-------|

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成24年3月16日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 19,210人

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数 226,748人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数



| 選挙区名        | 3分の1の数  | 選挙区名          | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|-------------|---------|---------------|---------|------|---------|
| 山形市         | 68,266人 | 村山市           | 7,533人  | 西村山郡 | 12,203人 |
| 米沢市         | 23,697人 | 長井市           | 8,024人  | 最上郡  | 12,776人 |
| 鶴岡市         | 37,569人 | 天童市           | 16,869人 | 東置賜郡 | 11,768人 |
| 酒田市・<br>飽海郡 | 35,294人 | 東根市           | 12,660人 | 西置賜郡 | 9,009人  |
| 新庄市         | 10,446人 | 尾花沢市・<br>北村山郡 | 7,610人  | 東田川郡 | 8,507人  |
| 寒河江市        | 11,614人 | 南陽市           | 9,283人  |      |         |
| 上山市         | 9,461人  | 東村山郡          | 7,580人  |      |         |

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67条）第234条第1項の規定により、ICカード免許証追記装置の賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日時 平成24年5月9日（水） 午後2時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品及び特定役務の名称並びに数量 ICカード免許証追記装置の賃貸借及び保守サービス1式
- (2) 調達をする物品及び特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成24年9月1日から平成29年8月31日まで
- (4) 納入期限 入札説明書による。
- (5) 納入場所 入札説明書による。
- (6) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち7箇月分に相当する金額により行う。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち7箇月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成24年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成24年2月10日付け県公報第2316号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同

じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。

(6) 9の(1)に規定する応札仕様書等により、基本的仕様及び特質が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
天童市大字高掬1300番 山形県警察本部交通部運転免許課 電話番号023(655)2150

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び2の(1)の物品及び特定役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品及び特定役務の仕様書（以下「応札仕様書」という。）を平成24年4月11日（水）午後4時までに山形県警察本部交通部運転免許課に提出すること。

また、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者でこの入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書及び応札仕様書を平成24年4月3日（火）午後4時までに提出すること。

(2) (1)により提出された応札仕様書については、2の(1)の物品及び特定役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札仕様書を提出した者は、この入札に参加できない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続きの停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be procured : Lease and maintenance service of IC Driver's License Update Device, 1 set

(2) Time-limit for tender : 2:00 p.m. May 9, 2012

(3) Contact point for the notice: License Division, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 1300 Takadama, Tendo-shi, Yamagata-ken, 994-0068 Japan TEL 023-655-2150